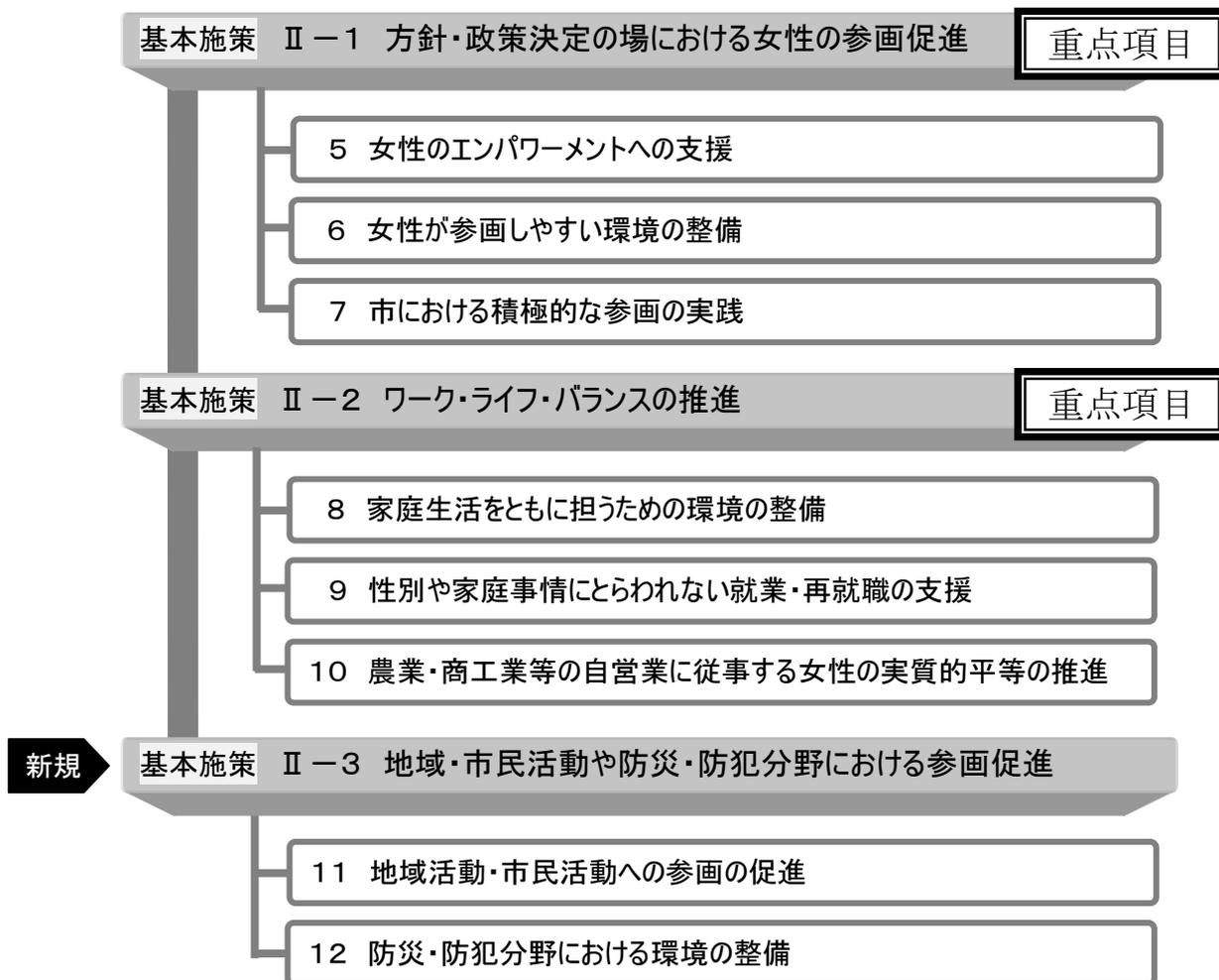


## 基本目標Ⅱ

## 男女共同参画社会の実践

### 【基本目標Ⅱの体系図】



## 【現状・課題】

- ◆平成23年現在、国の審議会等における女性委員の割合は33.2%、女性の専門委員等の割合は18.4%となっています。一方、市では、審議会等における女性委員の割合はやや減少傾向にあり、平成24年4月現在25.6%と、国と比較して低い割合となっています。
- ◆方針・政策決定の場への女性の参画の拡大を図ることにより、多岐にわたる分野の施策に多様な発想を取り入れることができます。市においても、女性管理職の割合を高めるなど、市民や企業、市民活動団体、地域活動のモデルとなるべく、率先して女性の参画を推進することが求められます。

## 【今後の方向性】

方針・政策決定の場に女性の参画が促進されるよう人材の発掘と育成を図り、審議会等委員や市の管理職へ女性を積極的に登用します。

また、さまざまな分野において女性が参画しやすいような環境の整備にも重点をおきます。

## 活動者の声

## 女性も団体活動などに積極的に取り組んでほしい

新日本婦人の会

私たちは、子育て支援活動の一環として、初めてのお子さんをもつ母親に、お子さんの成長段階に応じて相談にのっています。また、同じ悩みをもつ皆さんで情報を共有して、お互いに助け合える関係ができるよう、「平和な社会・男女共同参画」の意識を強くもって取り組んでいます。

ただ、DVや虐待などを受け、本当の意味で助けが必要な方は、外に出たくてもなかなか出られないんですね。本当は、そういう一人で悩んでいる女性の手助けもしたいのですが、そこまでできていないのが現状です。また活動を支える“リーダー”を育てることも大切で、そのためにも、魅力ある活動づくりが課題となっています。

子育てをする女性は、行動力もあるし、積極的に参加する力もあるんです。是非、多くの女性に、活動に取り組んでほしいですね。



【具体的な取り組み】

5 女性のエンパワーメントへの支援		
行動計画	施策	担当課
(7) 人材の発掘と育成を図る	15 市民活動団体と市が協働して女性の能力・資質の向上を図るための講座・フォーラムなどを継続して開催する	市民協働課
	<b>新規</b> 16 男女共同参画の視点から、政策提言などを行える能力をつけるための講座を開催する	市民協働課
(8) 女性リーダーを育成し、登用を図る	17 方針・政策決定の場に女性リーダー登用を促進するために、男女共同参画についての研修会などを開催する	市民協働課
	18 女性リーダーを育成するため、県などが行う研修会や講座へ市民を派遣する	市民協働課 生涯学習課

6 女性が参画しやすい環境の整備		
行動計画	施策	担当課
(9) 学びの場へ参加しやすい環境を整える	19 託児を必要とする人の参加が予想される講座・フォーラムなどの開催において託児を行う	市民協働課 生涯学習課
	<b>新規</b> 20 仕事を持つ人が参加しやすいよう、講座・フォーラムなどの開催時間等に配慮する	市民協働課 生涯学習課
(10) 企業・事業所などへ働きかける	21 女性管理職の拡大や女性の能力の活用について、県・関係機関が開催する講座などの情報収集に努め、商工会議所会報への掲載を依頼するなど、連携して企業・事業所などへの啓発を行い、女性の積極的な参加を促す	商工課
(11) 市政・議会への関心を高める	22 男女共同参画に関する講座に、議会の傍聴を取り入れる	市民協働課
	<b>新規</b> 23 審議会等委員に市民公募の委員が増えるよう情報提供をする	市民協働課

## 7 市における積極的な参画の実践

行動計画	施策	担当課
(12) ポジティブアクション*12 を推進する	24 各種審議会等における女性委員の割合を増やし、方針・政策決定の場への女性の参画を進める	関係各課
	25 女性委員のいない審議会等を解消するよう努める	関係各課
	26 エンパワーメント講座修了生や地域で活躍する人を人材リストへ登載し、審議会等への登用をPRする	市民協働課
(13) 市において女性の管理職への登用と性別にとられない職務分担を促進する	27 個人の適性、能力を踏まえ、女性職員を管理職員へ積極的に登用する	人事課 子ども課
	28 各種研修機関が実施する政策や企画に関する研修への女性職員の参加をより一層増やす	人事課
	29 性別にとられず、個人の能力・適性を重視した職務分担や配置を進め、男性のみ・女性一人の課の解消に努める	人事課

### 【施策の成果目標】

行動計画	検証指標	実績値	3次プラン 目標値	担当課
		H23年度	H29年度 (最終年度)	
(9)	託児を設置した学級・教室、公民館講座などの数	30事業	32事業	生涯学習課
(12)	法令・条例に基づく審議会等における女性委員の割合	25.6% (H24.4)	32%	関係各課
(12)	人材リストへの登載者数	104人	164人	市民協働課
(13)	市管理職員(補佐級以上・専門職を含む)のうち、女性が占める割合	9.0% (H23.4)	10%	人事課

注) 「託児を設置した学級・教室、公民館講座などの数」については、3次プランから学級・教室を追加したため、公民館講座・イベントのみを対象としていた2次プランとは実績値(28頁)が異なります。

#### \*12 ポジティブアクション

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供すること。

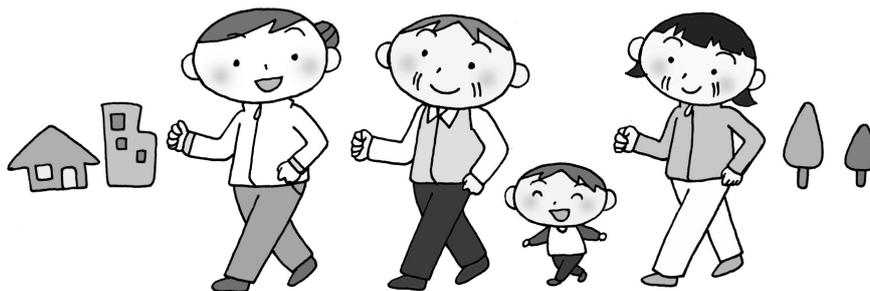
**【現状・課題】**

- ◆国は、企業間競争の激化、経済低迷及び産業構造の変化による働き方の二極化、共働き世帯の増加、変わらない働き方・役割分担意識などにより心身に問題を抱える人の増加などを問題視し、平成19年に策定した「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」において、仕事と生活の調和の必要性を「個人」、「社会全体」、「個々の企業・組織」というそれぞれの観点から提唱しています。
- ◆アンケートによると、「掃除」、「洗濯」、「食事の支度」、「食事の片付け」などの日常行為を主に女性が行う現状が80%を超えており、就業の有無にかかわらず、依然として女性の負担感は大きくなっています。
- ◆農業・商工業などの自営業に従事する女性については、これまで男性同様に仕事をしながら、家事や子育てを行うという現状が多くあります。女性農業従事者については、家事などの役割分担を細部にまで取り決めた「家族経営協定」を締結することにより、ワーク・ライフ・バランスを実践している実例があります。

**【今後の方向性】**

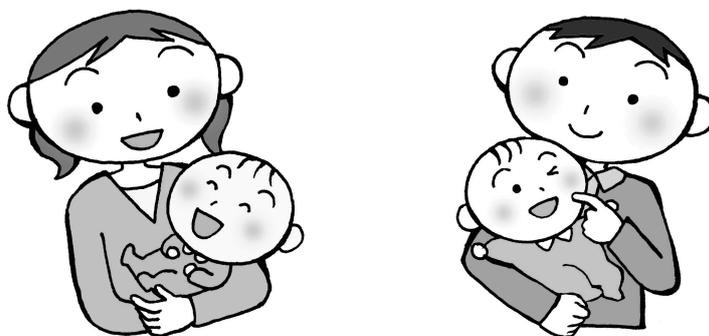
家庭、企業それぞれに向けたワーク・ライフ・バランスの啓発を行うとともに、男女がともに家事や子育てへ参画しやすいよう、育児休業制度などの取得・利用の促進を図っていきます。

農業や商工業などの自営業の分野では、家庭生活や経営における方針決定過程に男女がともに参画できるよう促進するとともに、女性自身のエンパワーメントを促進し、農業・商工業の活性化を支援します。



【具体的な取り組み】

8 家庭生活をともし担うための環境の整備		
行動計画	施策	担当課
(14) 家族全員が家庭生活を担う認識を高める	30 男女が性別役割分担意識にとらわれることなく、協力して家庭生活を担うという認識を高める講座を開催する	市民協働課
	31 男女が性別役割分担意識にとらわれることなく育児ができるよう、両親で参加できる妊娠期の教室を開催する	健康推進課
	32 男性の家事、育児、介護への参画を促進するため、男性を対象とした講習会や学習機会の提供を行う	子育て支援課 生涯学習課
(15) 家族全員が家庭生活を担うための環境を整える	33 子育て、介護による家庭負担を軽減するための各種支援制度・事業を広報やチラシなどでPRし、制度などの利用を促す	社会福祉課 介護保険課 子育て支援課 子ども課 社会福祉協議会
	34 仕事と育児・介護の両立を支援するため、育児・介護休業制度、パートタイム労働法、ファミリー・フレンドリー企業、再就職支援などの情報収集に努め、広報やチラシなどでPRし、制度などの取得・利用を促す	商工課
	35 家族のふれあいの時間を確保するため、「家庭の日」PRの一環として、啓発カレンダーの配布や一部施設の無料開放を行う	生涯学習課



## 9 性別や家庭事情にとらわれない就業・再就職の支援

行動計画	施策	担当課
(16) 就業・再就職における情報の収集と提供を行う	36 男女雇用機会均等法、労働基準法、パートタイム労働法に関する講座などの情報を広報やチラシなどでPRする	商工課
	37 出産・育児・介護などで退職した女性の再就職を支援するための制度や講座などの情報を広報やチラシなどでPRする	商工課
(17) 企業・事業所などの事業主へ働きかける	38 愛知県西三河県民事務所とともに事業所の労使関係者を対象に「労働関係基本講座」を開催する	商工課
	39 商工会議所が企業・事業所向けの男女共同参画やセクシュアル・ハラスメント防止に関する研修を行うよう働きかける	商工課
	40 商工会議所と連携し、男女雇用機会均等法、育児・介護休業制度、パートタイム労働法などの情報やファミリー・フレンドリー企業について、商工会議所会報やチラシなどでPRし、ワーク・ライフ・バランスの向上に努める	商工課
(18) 市における男女共同参画を進める	41 男性職員の育児休業や配偶者の出産補助のための特別休暇、配偶者の産前産後期間における子の養育のための特別休暇の取得促進を図る	人事課
	42 妊娠・出産期、子育て期における特別休暇や部分休業、介護休暇など支援制度の周知と利用促進を図る	人事課
	43 超過勤務の縮減や年次有給休暇の取得促進を図る	人事課



## 10 農業・商工業等の自営業に従事する女性の実質的平等の推進

行動計画	施策	担当課
(19) 女性従事者の労働に対する積極的な評価を促す	44 家族経営協定を広報やパンフレットなどで啓発し、制度の定着及び実質的平等の向上を図る	農務課
(20) 自営業・農業に従事する女性のエンパワーメントを支援する	45 農村生活アドバイザー、安城地区生活改善実行グループへの活動を支援する	農務課
	46 商工会議所に対し、内部の各組織への女性の参画を働きかける	商工課

### 【施策の成果目標】

行動計画	検証指標	実績値	3次プラン 目標値	担当課
		H23年度	H29年度 (最終年度)	
(14)	パパママ教室への参加率(両親で教室に参加した初産婦数/全初産婦数)	25.8%	30%	健康推進課
(16)	就業に関する広報活動回数	25回	30回	商工課
(18)	市男性職員の育児休業等の取得率(配偶者の出産補助のための特別休暇等を含む)	77.8%	78%	人事課
(19)	家族経営協定の締結農家戸数	59戸	71戸	農務課



### 次世代の思い



質問：男性も女性も、自分らしく生きることができるようにするために、どのような社会になってもらいたいですか。

男性も女性も働いていける世の中。皆が男性の方が立場が上だとか、女性の方が弱いという考え方をしないで、男も女も平等なんだと思えるような社会になってほしいです。  
(女子中学生)

お互いが本当に尊敬し合えるような社会。平等で、どちらも必要不可欠な社会になってほしいです。  
(男子中学生)

周りで男女差別のないイベントやニュースがあれば、家庭でも差別が無くなると思います。  
(男子中学生)

それぞれの個性を考え、理解し合える社会。  
(女子中学生)

## 「家族経営協定」がもたらした女性農業従事者の活躍

安城市で農業を行う女性農業従事者の皆さまからのご意見

我家では、農業経営の中に家族経営協定を取り入れてきました。家族経営協定を進めていくことは、女性農業従事者の地位向上につながると思い推進してきました。家族で話し合いの場をつくり経営目標や家族一人ひとりの役割分担、給料や労働時間、休日等を話し合い書面にすることで農業に目標を持つことができます。



同じスタートラインに立って進むこと、相手を思いやる気持ちを忘れず男女共同参画社会を進めること。日本デンマーク安城から女性農業従事者の活躍の場を発信していきましょう。



家族経営協定は、家族で農業経営と生活の役割や目標について取り決めた書面で、締結することで多くのメリットがあります。仕事や家事の主担当、副担当を決めているので、問題が起きたときに一人で悩まず、家族で協力して解決できます。また協定を結ぶとき、家庭内の問題について話し合うことで、お互いの気持ちが分かり合えます。

家族経営協定を結ぶことは、家族で話し合いをすることなんです。近年、男性と女性がともに活躍できる時代になってきました。男女がお互いに認め合い、尊重し合うために、家族経営協定を結ぶことを勧めたいと思います。

## それぞれの職場、個人の状況を踏まえた男女共同参画のかたちを

安城市内で事業展開する企業の皆さまからのご意見

○育児休業や介護休業なども、代替人員がない中小企業などでは取得が難しい場合もあります。社会全体の経済情勢が低迷する中で、余分に人を置くことも難しいですし、まずは職場でお互いを思いやれるようになることが、一番大切なのかもしれません。(A社)



○会社としては利益を出すことが重要であるので、その点で、女性だからということは何も関係ありません。昔は「仕事は男性が頑張ればいい」と思っていました。今は女性の考え方を取り入れて進めていくことが、企業として生き残るための一つの道なのだと思います。(B社)



○育児休業中の社員からは、復職するまでに子どもの保育所がみつかるか不安だという声も聞きます。また、家族全員で交代しながら介護をしており、大変な社員もいました。乳児保育、小学4年生以上の学童保育、介護施設などが充実するといいですね。そうすれば、子育てや介護があっても、継続的に働いたり、仕事に復帰することも可能になってくるのではないのでしょうか。(C社)

**【現状・課題】****地域活動**

- ◆アンケートによると、地域活動への参加状況は男性の46.7%、女性の45.9%が「参加している」と回答しており、活動内容としては男女とも「町内会活動」が最も多くなっています。
- ◆アンケートによると、参加している地域活動の内容は「町内会活動」以外に、男性が「スポーツ・レクリエーション活動」、「ボランティア活動などの社会奉仕活動」などの趣味やボランティア活動、女性は「文化活動・趣味・教養」のほか「PTA活動」、「子ども会・青少年健全育成活動」など子どもに関することであり、男女で活動内容の違いがみられます。

**防犯分野**

- ◆女性をターゲットにした犯罪は、被害内容にかかわらず人権を無視した卑劣な犯罪行為です。女性をねらったひったくりや痴漢などの犯罪は、依然としてなくなっておりません。このような犯罪に巻き込まれないよう、日頃から防犯意識をもち、犯罪に遭わないよう意識を向上させる必要があります。
- ◆安易なインターネット利用によって出会い系サイトなどでの犯罪に巻き込まれないよう、メディア・リテラシー向上のための支援が重要です。

**防災分野**

- ◆平常時から防災についての周知・啓発を行い、男女がともに参加する防災訓練などを開催する必要があります。
- ◆東日本大震災後の避難所生活においては、女性に必要な物資が不足したり、洗濯物が安心して干せないなど避難所生活に困難を強いられた事例が報告されています。災害は突如として発生するため、防災計画策定段階や備蓄品など環境整備の段階から女性の視点を取り入れることが必要になっています。

**【今後の方向性】**

さまざまな地域活動や防災・防犯活動などに、男女がともに取り組むことができるよう支援し、活動の活性化を促進します。

また、地域活動、防災・防犯分野の各方針決定の過程に女性の参画が促進されるよう、役員などへの女性の登用を行います。

## 【具体的な取り組み】

1 1 地域活動・市民活動への参画の促進		
行動計画	施策	担当課
(21) 男女平等の理解を促進する	47 町内会・老人クラブ・PTA・子ども会などをはじめ各地域における地域団体や組織、また、町内公民館長を対象とする研修会などで積極的に男女共同参画を働きかける	市民協働課 社会福祉課 生涯学習課
(22) 男女共同参画に関わる市民活動団体の情報を提供する	48 市民活動団体の活動PRやイベント情報などを広報や市のウェブサイト、あんじょう市民活動情報サイト上で広く周知し、活動への参加を促す	市民協働課
(23) 男女共同参画のネットワークづくりを推進する	<b>新規</b> 49 地域団体や市民活動団体相互のネットワークづくりを推進する	市民協働課
(24) 男女共同参画に取り組む市民活動団体を育成する	50 男女共同参画に取り組む市民活動団体の育成を行うとともに、活動を支援する	市民協働課
	51 町内福祉委員会の活動を通じて、男性が地域福祉活動に参画する機会を拡充する	社会福祉協議会
1 2 防災・防犯分野における環境の整備		
行動計画	施策	担当課
(25) 防災計画策定の場へ女性を登用する	<b>新規</b> 52 女性の視点から問題を提起し、対策を練ることも重要であることから、防災計画策定を行う防災会議などへの女性委員の登用を行う	防災危機管理課
(26) 地域において女性の視点を入れるため、女性が参画できるよう支援する	<b>新規</b> 53 自主防災会などの地域における防災の取り組みに対し、女性の視点を取り入れることができるよう支援する	防災危機管理課
(27) 女性の視点に立った災害時のための環境を整備する	<b>新規</b> 54 避難所などの場において女性の安全が確保されるよう配慮をしたり、女性の視点から考えられる備蓄品などを整備する	防災危機管理課
(28) 女性に対する防犯への理解を促進する	<b>新規</b> 55 女性を狙う犯罪から身を守るため、女性のための防犯教室などの講座を開催し、女性自身の意識の向上を図る	市民安全課

## 【施策の成果目標】

行動計画	検証指標	実績値	3次プラン 目標値	担当課
		H23年度	H29年度 (最終年度)	
(21)	女性が会長を務めている老人クラブ数	3クラブ	5クラブ	社会福祉課
(23)	さんかく21・安城の参加団体数	21団体	27団体	市民協働課
(24)	安城市民活動センター登録団体数	360団体 (H24. 4)	360団体	市民協働課
(28)	<b>新規</b> 女性対象防犯教室の参加者数	—	60人	市民安全課

## 活動者の声

### 男も女も、家事や仕事など、さまざまな面で“自立力”を

特定非営利活動法人 育て上げネット中部虹の会

虹の会は、ニート・不登校から立ち直ることを目的に、働きたいけれど働けない若者たちを支援しています。今、活動を通じて感じることは、年齢、性別を問わず、“生きる力”“自立力”が欠けているということです。

ひとつには、親が子どもに、小さい時から家庭内で働かせていないということがあるのではないのでしょうか。親が過保護になると、子どもの社会性が育たない。生活能力もなく、生きる力もない。

自分で何とかして、稼いで食べていこうという力が育たないのです。

そうした問題を考えたとき、家庭でのキャリア教育が占める役割は非常に大きいと思います。家事能力は「家族力」「段取り力」「計画力」を育てます。これは男女を問わず必要なことで、いろんな面で自立することが、今の社会に求められているのではないのでしょうか。

